

飯塚市ひとり親家庭等日常生活支援事業 業務委託仕様書

- 1 業務の名称 飯塚市ひとり親家庭等日常生活支援事業業務委託
- 2 履行場所 飯塚市 地内
- 3 履行期間 契約締結の日の翌日から当該年度末まで
- 4 委託方法 単価契約

5 事業目的

飯塚市ひとり親家庭等日常生活支援事業（以下「事業」という。）は、母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、就職活動など自立促進に必要な事由や、病気やけが、出張などの事由により一時的に生活援助や保育などのサービスが必要なとき、支援員を派遣し、食事などの身の回りの世話や育児などのお手伝いをするることにより、ひとり親家庭等の生活の安定を目的とする。

6 支援対象家庭

事業の対象となる家庭（以下「対象家庭」という。）は、飯塚市に居住し、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦であって、次のいずれかの事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭及び生活環境等の激変により日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭とする。

- ① 技能習得のための通学、就職活動 等 自立促進に必要な事由
- ② 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由

7 業務内容

市長からの派遣依頼に基づき 受託者は訪問支援員を派遣し、以下の支援を行う。

生活援助

- (1) 食事の準備及び片付け
- (2) 住居等の掃除及び整理整頓
- (3) 身の回りの世話
- (4) 生活必需品等の買い物
- (5) 医療機関等との連絡
- (6) その他必要な支援

子育て支援

- (1) 乳幼児の保育
- (2) 児童の生活指導
- (3) その他必要な支援

8 業務の実施

事業の実施日は、8月13日から8月15日までの日、12月29日から翌年の1月3日までの日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

事業の利用時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

事業の利用基準は、1日あたり2時間以内とし、1月につき10日を限度とする。ただし、現に日常生活に支障が生じている状況等を勘案して、必要な範囲で決定することができる。

9 訪問支援員

事業者は、次のいずれの要件も満たす者のうちから、訪問支援員を選考し、派遣するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

- ア 自ら子育てをした経験のある者又は子育てに関する事業に従事した経験のある者
- イ 保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士又は幼稚園教諭の資格を有している者
- ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護を行う者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項に規定する居宅介護を行う者

(2) 家事等に関する援助を適切に実行できる能力を有すること

(3) 心身ともに健全であること

(4) 以下ア～エに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者そ

の他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

10 委託料の取扱い

委託料の支払いは、1 月毎とし、単価に利用時間数を乗じて求められる額の総計とし、受注者より正当な請求書を受領した後、30 日以内に支払うものとする。

11 その他

本仕様書に規定している事項以外については、双方協議の上決定するものとする。